

維持管理料について

維持管理料

1年 3,300円

※消費税10%を含んでいます。

※納付期限 令和8年5月末日

お支払い方法

口座振替又は納付書による方法があります。

★口座振替

↓口座振替日を令和8年4月中旬頃にお知らせします。

↓口座振替を希望される方は、通帳・銀行印を準備していただき、組合管理事務所でお手続きしてください。

★納付書

↓令和8年4月中旬頃に納付書を送付いたしますので、納付書記載の金融機関又は組合管理事務所でお支払いください。

維持管理料の運用方法

維持管理料は、墓地内の園路、水くみ場等の共用部分の維持管理や清掃、植栽及び樹木の手入れなどに利用しています。

※墓地区画内については、個人での管理となります。

墓地の雑草で周りに

迷惑をかけていませんか

墓地の区画内の雑草が伸び、雑草の越境や種の飛散が気になるので、その墓地使用者に対策をして欲しいという要望をいただくことがあります。

墓地の区画内は、その墓地使用者の責任において、草刈りや清掃をしていただくこととなっておりますので、定期的に草刈りや清掃をしていただきますようお願いします。

なお、墓地の環境保全のため、組合が通路や墓地の雑草対策（雑草刈取、伐根防除、薬剤散布）を実施することがありますのでご理解をお願いします。



車上狙い・盗難に注意！

霊園内において、車上狙い、墓の花入れ等の盗難やいたずら等が発生しております。

車から離れるときは、必ず施錠をするとともに貴重品は車内に置かないよう、十分ご注意ください。

また、お墓の物品は氏名やブロック番号の記入、持ち帰れるものは持ち帰る等の対策も必要かと思われます。

不審者を発見した場合は、組合事務所にご連絡下さい。

